



中国税務及び投資速報(抄訳) 2011年6月

Contents

税務法規

1. 税額の一部を雇用者が負担する場合の年度賞与に係る個人所得税額の計算に関する通達
2. 2010年度の租税回避防止執行状況の結果に関する通達
3. 重点調査企業の発票使用状況の調査に関する補充通達
4. 「第12次5カ年計画」における税制改革方針の概要
5. その他の通達

商務法規

1. 産業構造調整指導目録(2011年版)
2. 2011年度国务院立法計画(国弁発[2011]3号)
3. その他の通達

税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年6月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年6月 1日 第2011014号
- ▶ 2011年6月 15日 第2011015号
- ▶ 2011年6月 23日 第2011016号

Japan Business Servicesグループで、2011年6月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 税額の一部を雇用者が負担する場合の年度賞与に係る個人所得税額の計算に関する通達(国家税務総局公告[2011]28号)

概要

年度賞与(年一回だけ支給される賞与)に係る個人所得税額のうち、雇用者が負担する部分は、給与・賃金所得として扱う。施行日は2011年5月1日。

課税所得額及び個人所得税額の計算式は以下のようになる。適用税率及び速算控除額の確定については、国税発[2005]9号に従う。

1. 課税所得のグロスアップ計算

▶ 税額のうち一定額を負担する場合

課税所得額 = 税抜き年度賞与額 + 雇用者負担税額 - (当月給与額を超える基礎控除額の超過金額)

▶ 税額の一定比率を負担する場合

ステップ1: 税抜き年度賞与に対する適用税率A及び速算控除額Aの決定

基準額 = (年度賞与額 - 雇用者負担税額) ÷ 12

ステップ2: 課税所得のグロスアップ計算

課税所得額 = [(年度賞与額 - 雇用者負担税額) - (当月給与額を超える基礎控除額の超過金額) - 速算控除額A × 雇用者負担割合] ÷ (1 - 適用税率A × 雇用者負担割合)

2. 個人所得税額の計算

ステップ1: グロスアップ後の年度賞与に対する適用税率B及び速算控除額Bの決定

基準額 = 課税所得額 ÷ 12

ステップ2: 個人所得税額の計算

個人所得税額 = 課税所得 × 適用税率B - 速算控除額B

実際納税額 = 個人所得税額 - 雇用者負担税額

3. その他

雇用者が従業員の為に負担した税額は当該個人の給与の一部となる。単独で企業の管理費に計上した場合は、個人所得税の納税の有無に関係なく、企業所得税の計算において損金算入できない。

所見

国家税務総局公告[2011]28号は、税額を雇用者が負担する場合の個人所得税額の計算方法を定めた国税発[1996]199号を基礎にして、年度賞与に係る個人所得税額の計算方法を定めている。国税発[1996]199号が規定する計算方法は以下の通りである。

▶ 一定額を負担する場合

$$\begin{aligned} \text{課税所得額} &= \text{給与額} + \text{雇用者負担税額} - \text{基礎控除額} \\ \text{個人所得税額} &= \text{課税所得額} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額} \end{aligned}$$

▶ 一定比率を負担する場合

$$\begin{aligned} \text{課税所得額} &= (\text{給与額} - \text{雇用者負担税額} - \text{基礎控除額} - \text{速算控除額} \times \text{雇用者負担割合}) \\ &\quad \div (1 - \text{適用税率} \times \text{雇用者負担割合}) \\ \text{個人所得税額} &= \text{課税所得額} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額} \end{aligned}$$

年度賞与額を12,000元、雇用者の税額負担割合を40%、当月給与額は基礎控除額よりも高いとすると、計算結果の違いは以下のようになる。

国家税務総局公告[2011]28号	国税発[1996]199号
$\text{課税所得額} = (12,000 - 375 \times 40\%) \div (1 - 20\% \times 40\%) = 12,880\text{元}$	$\text{課税所得額} = (12,000 - 375 \times 40\%) \div (1 - 20\% \times 40\%) = 12,880\text{元}$
$\text{個人所得税額} = 12,880 \times 10\% - 25 = 1,263\text{元}$	$\text{個人所得税額} = 12,880 \times 20\% - 375 = 2,201\text{元}$

国家税務総局公告[2011]28号に従うと、適用税率が低くなるため、税額が938元(=2,201元-1,263元)小さくなる。

年度賞与に係る個人所得税の計算時に、12ヶ月で按分した金額を用いて、適用税率及び速算控除額を求めることが認められたのは、国税発[2005]9号の公布によってであった。国家税務総局公告[2011]28号は同取り扱いを引き継ぎつつ、上記の計算例からわかるように、税負担をさらに軽減する規定となっている。

関連法規

- ▶ 年度賞与等に係る個人所得税の調整に関する通達(国税発[2005]9号)
- ▶ 雇用者が被雇用者の個人所得税を負担する場合の計算方法に関する通達(国税発[1996]199号)

2. 2010年度の租税回避防止執行状況の結果に関する通達(国税函[2011]167号)

概要

租税回避防止執行の2010年度の結果及び2011年度の計画が発表された。

1. 2010年度の結果

2010年度の租税回避防止執行状況の結果は以下の通りである。

▶ 管理

移転価格文書の審査、同時資料のサンプルチェック、税務調査後の追跡調査等は、税務局及び納税者が潜在的な移転価格での問題点を初期段階での発見し、適切に対応することを可能にしている。実際、2010年度は324の企業が価格設定又はタックスプランニングの修正を行い、自主的に追加納付を行った。追納金額は71.68億元となった。

▶ サービス

事前確認(APA)及び相互協議(MAP)は、クロスボーダー取引に係る移転価格リスクを低減するために税務局が提供しているサービスである。中国と相手国の間で合意が成立しているため、納税者にとって移転価格リスクは制限される。2010年度はこれらにより、7.96億元の税収増が実現した。

▶ 調査

国家税務総局は各地の税務局に対して、多国籍大企業への重点的な調査をすることによってすべての業界での利益率を引き上げると指示している。更正税額は23.08億元であった。

2. 2011年度の計画

2011年度の租税回避防止執行計画は以下の通りである。

- ▶ 管理、サービス、調査の連携による租税回避防止システムの構築
- ▶ 専門審査会の試行
- ▶ 執行範囲の拡大
- ▶ 租税回避事案の数量化分析の技術サポートを目的とした経済分析専門員グループの結成
- ▶ 特定産業の租税回避行為の特性の分析、特定産業の専門家の育成
- ▶ 租税回避防止活動に係る経費の管理

さらに2011年度は以下の分野にまで租税回避防止活動を拡大する。

- ▶ 海外投資を行っている内資企業
- ▶ 金融、貿易等の第三次産業及び加工貿易
- ▶ 関連者間での持分や無形資産の譲渡、融資
- ▶ 東南沿海部及び中南部の企業
- ▶ 特定分野(コストシェアリング、被支配外国企業、過少資本)に関する規則及び一般的な租税回避防止規則の確立
- ▶ オフショア・コストシェアリング、資金調達の多元化、持株会社形態、タックスヘイブン等を利用したタックスプランニング

所見

租税回避防止活動に関して過去に公布された同種の通達、国税函[2009]106号(2008年度の結果)と国税函[2010]84号(2009年度の結果)は、税務局の担当者にとってのみではなく、納税者にとっても実務指針として機能していたという経緯がある。

国税函[2011]167号からは、2011年度の租税回避防止活動の重点分野を読み取ることができる。特定の業種(自動車製造、不動産、ホテルチェーン、運送代理、タイヤ製造等)及びサービス業全般に従事する者、国外投資や関連者間取引を行っている者は、国税函[2011]167号を精読し、現在の納税や移転価格の状況に関する税務の専門家の意見を聴取することが勧められる。

関連法規

- ▶ 高額所得者に対する個人所得税徴収の強化に関する通達(国税発[2010]54号)

3. 重点調査企業の発票使用状況の調査に関する補充通達(稽便函[2011]31号)

概要

国家税務総局直属の検査局は9つの企業グループを重点調査企業に指定し、市レベル以上の行政区域に所在する支店や関連企業の発票使用状況の調査を行うこととした。特に重点的に調査が行うのは、以下のような発票である。

- ▶ 発行額が基準額を超える発票。基準額は省レベルの税務機関が指定する。1枚ずつ精査し、支払や商品の受払との照合も行う。主な検証の目的は取引の信憑性である。
- ▶ 会議費、食事代、事務用品費、コミッション、各種手数料に係る発票については1枚ずつ精査する。主な検証目的は取引の真実性である。

その他の発行額が小さい発票に対しては抜取調査を行う。重点調査企業に自己検査を要求していた地域では、2011年8月1日までに発票使用状況の調査を開始する。

所見

本通達の直接の対象は特定の9つの企業グループであるが、発票調査の具体的な方針と重点調査項目が示されている点が注目になる。税務局が形式よりも内容の実態を重視する傾向は強まってきている。税務局に疑いをもたれないためには、各取引の経済的実態の具備、その証明資料(決済証憑、契約書、運送証憑等)の管理保管が求められる。

4. 「第12次5カ年計画」における税制改革方針の概要(国税発[2011]56号)

概要

「第12次5カ年計画」における税制改革の方針が発表され、以下の方面における税制改革の推進を計画していることが示された。

1. 物品販売・役務提供に係る税

物品販売・役務提供に係る税制改革は以下の内容を含む。

- ▶ 増値税の課税範囲の拡大
- ▶ 営業税の課税範囲の縮小
- ▶ 加工サービスに対する課税制度の改善
- ▶ 消費税の課税範囲・税率・徴税段階の調整(大量の資源を消費し、深刻な環境汚染を引き起こす物品や高級嗜好品に対する消費税課税の強化)
- ▶ 輸出入課税制度の改善

2. 所得税

包括的な個人所得税体系の確立を図る。また給与所得に係る基礎控除額の引き上げ、中低所得者の税負担の軽減、高額所得者に対する徴税の強化も計画している。

3. 財産・行為に係る税

資源・環境税制を整備する。資源税については、重要性の高い資源製品に対する徴税方式を現在の従量税から従価税へ変更する。資源税以外の財産・行為に係る税(都市維持建設税、教育附加、印紙税、契約税等)についても、将来的には税制改革を行う。また環境保護税を新設する。

4. 現行の税政策

以下の現行の税政策の調整・改善を行う。

- ▶ 研究開発費用の割増控除
- ▶ リサイクルビジネスの促進のための措置
- ▶ 西部大開発、中部崛起、東北等の旧工業地区の振興のための措置
- ▶ 就職、再就職の支援のための税制上の優遇措置
- ▶ 中小企業に対する税制上の優遇措置
- ▶ 「両高一資」(高エネルギー消費・高汚染・資源性)製品に係る輸出税還付
- ▶ 企業の海外投資の促進のための税制上の優遇措置
- ▶ 社会組織の発展のための税制上の優遇措置
- ▶ 慈善寄附金に係る税制上の優遇措置

5. その他の通達

- ▶ 購入不動産を返却した場合の契約税の取り扱いに関する通達(財税[2011]32号)
- ▶ 企業所得税年度申告に関する諸事項についての公告(国家税務総局公告[2011]29号)
- ▶ 中国・ザンビア租税条約
- ▶ 中国・マルタ租税条約
- ▶ 中国・シリア租税条約
- ▶ 2011年度全国納税調査に関する通達(財税[2011]29号)
- ▶ 税務局が代理徴収する工会経費の損金算入のための証憑に関する公告(国家税務総局公告[2011]30号)

商務法規

1. 産業構造調整指導目録(2011年版)(国家発展改革委員会令[2011]9号)

概要

国家発展改革委員会は、新たな『産業構造調整指導目録(2011年版)』(以下、「新目録」と略称)を公布した。新目録は『産業構造調整指導目録(2005年版)』(以下、「旧目録」と略称)を踏襲して、産業を奨励類、制限類、淘汰類に分類している。この3つのいずれにも該当しないが、他の法規等に符合するものは、許可類とみなされる。許可類は新目録に含まれない。

旧目録と比較すると、奨励類に新エネルギー資源、地下鉄、モノレール、総合交通運輸、公共安全及び防災等の14種類が新たに追加されている。制限類からは船舶業が削除され、産業用火薬類が追加された。淘汰類からは紡績業が削除され、船舶業及び一部の産業用火薬類が追加された。

新目録の施行日は2011年6月1日。旧目録は同日をもって廃止される。

所見

奨励類に該当する場合、総投資額の枠内で輸入する設備(『国内投資プロジェクト免税対象外輸入商品目録』に該当する設備を除く)について、関税・輸入増値税の免税を受けることができる。具体的な手続は税関総署公告[2006]7号に規定されている。

国発[2005]40号は、制限類に該当する新規投資には認可を与えないことを規定している。既存投資については一定の猶予期間が与えられ、当該期間内に制限類から外れるための措置をとることが可能である。

淘汰類に該当する場合、新規・既存を問わず、全ての投資が禁じられる。金融機関には融資の停止を求められ、既存投資は所定の期間内に終了しなければならない。

新目録は、産業構造の調整や産業の育成に対する政策方針が全面に反映された内容となっており、新たな産業の創出、サービス業の育成、生産能力が過剰となっている業種の制限が図られている。一方で奨励類にリサイクル事業が追加され、環境保護の推進も図られている。

2. 2011年度国務院立法計画(国弁発[2011]3号)

概要

2011年に制定・改正が予定されている159の法規は、以下の3種類に分類される。

- ▶ 年内の制定・改正が求められる法規
- ▶ 速やかな制定・改正が求められる法規
- ▶ 制定・改正の積極的な検討が求められる法規

『車輛船舶使用税法実施条例』の制定は第1類に、『増値税法』の制定は第2類に、『個人所得税法』及び『納税徴収管理法』の改正は第3類に、それぞれ分類されている。

所見

上述の法規の制定や改正が予定されているのは、それぞれ以下のような経緯または理由である。

- ▶ 車輛船舶税法実施条例

『車船税法(2011)』は2011年2月25日にすでに全国人民代表大会常務委員会を通過し、2012年1月1日の施行が予定されている。

- ▶ 増値税法

新『増値税暫行条例』は2009年1月1日に施行され、その後の2年間に多くの補充通達が公布されてきた。また急速な経済発展により、現行の増値税制度は多くの業種(とりわけ政府が発展を奨励する業種)の実情にそぐわなくなってきた。この為で改正が急がれ、国家税務総局と商務部が草案する予定になっている。

- ▶ 個人所得税法(改正)

『個人所得税法修正案(草案)』が2011年4月25日に発表され、意見の募集が行われた。現在の個人所得税が発生する最低給与額は2,000元であるが、これが3,000元(注)に引き上げられ、あわせて累進課税税率も調整されている。低所得者の税負担を軽減する内容となっている。

(注)2011年6月30日に当税法はいよいよ正式に改定され、基礎控除額が3500元に引き上げられた。

- ▶ 納税徴収管理法(改正)

現行の『納税徴収管理法』を2001年に公布されたもので、現在では実務上の要請に十分には応えられていない(個人に対する徴収管理が整備されていない、情報交換に関する規定が不十分である等)。

3. その他の通達

- ▶ 2011年度のオフショア・アウトソーシング業務の請負を支援する育成資金に関する通達(財企[2011]69号)
- ▶ 2011年度の海外技術協力資金の申請に関する通達(財企[2011]76号)
- ▶ 外商投資企業の持分出資に関する管理弁法(意見募集案)
- ▶ ハイテク企業の名称変更及び再審査に関する通達(国科発火[2011]123号)
- ▶ 2011年度の集積回路産業における研究開発資金の申請ガイドラインに関する通達

税関法規

- ▶ ソフトウェア・集積回路産業の発展のための税関上の規定及び措置(税関総署公告[2011]30号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

大連

小出 裕樹 監査
hiroki.koide@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com +86-21-2228-2718

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 嶢 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

村井 祥一 税務・移転価格
shoichi.murai@cn.ey.com +86-755-2502-8319

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

北濱 聡 金融
satoshi.kitahama@hk.ey.com +852-2846-9700

小池 礼啓 監査
michinobu.koike@hk.ey.com +852-2629-3903

桑原 宏長 監査
hironaga.kuwahara@hk.ey.com +852-2629-3902

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
平澤 尚子	税務・移転価格	
naoko.hirasawa@jp.ey.com		+81-3-3506-2752
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松田 博司	中国ビジネス一般・税務関連	
matsuda-hrsh@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001177

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china